申告書の書き方（うら）

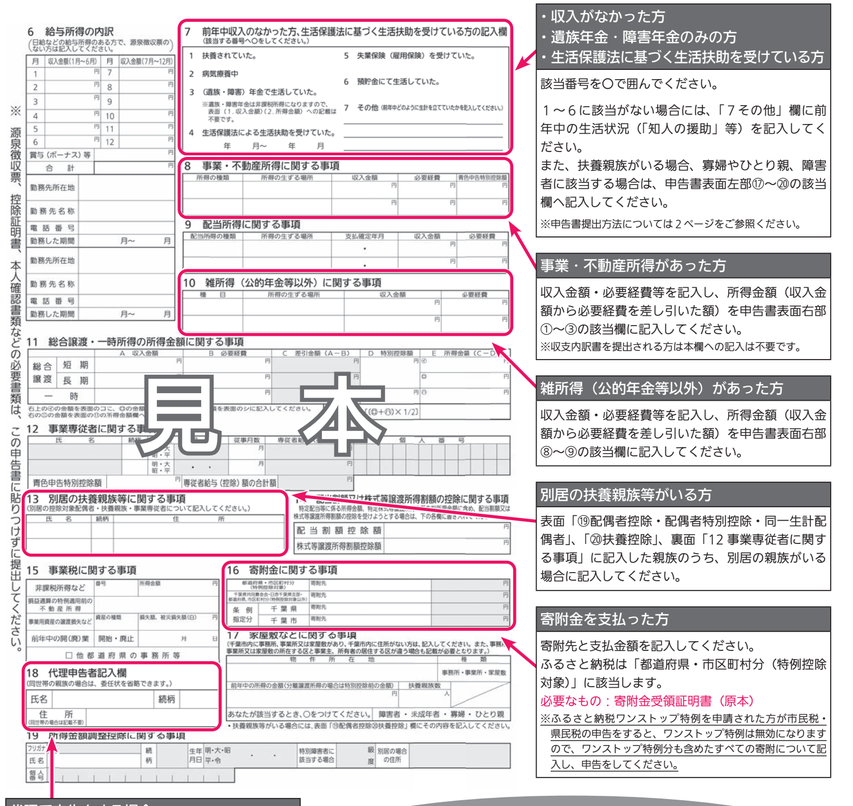

※源泉徴収票、控除証明書、本人確認書類などの必要書類は、この申告書に貼りつけずに提出してください。

・収入がなかった方
・遺族年金・障害年金のみの方
・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

該当番号を○で囲んでください。

1～6に該当がない場合には、「7その他」欄に前年中の生活状況（「知人の援助」等）を記入してください。
また、扶養親族がいる場合、寡婦やひとり親、障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑰～⑳の該当欄へ記入してください。

※申告書提出方法については2ページをご参照ください。

事業・不動産所得があった方

収入金額・必要経費等を記入し、所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を申告書表面右部①～③の該当欄に記入してください。

※収支内訳書を提出される方は本欄への記入は不要です。

雑所得（公的年金等以外）があった方

収入金額・必要経費等を記入し、所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を申告書表面右部⑧～⑨の該当欄に記入してください。

別居の扶養親族等がいる方

表面「⑲配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「⑳扶養控除」、裏面「12 事業専従者に関する事項」に記入した親族のうち、別居の親族がいる場合に記入してください。

寄附金を支払った方

寄附先と支払金額を記入してください。
ふるさと納税は「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に該当します。

必要なもの：寄附金受領証明書（原本）

※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が市民税・県民税の申告をすると、ワンストップ特例は無効になりますので、ワンストップ特例分も含めたすべての寄附について記入し、申告をしてください。

代理で申告をする場合

代理申告者の氏名・続柄・住所を記入してください。
※代理申告者が同世帯の親族でない場合、委任状が必要です。

手引きの内容についてご不明な点がある方は
下記の各市税事務所市民税課までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

市民税・県民税の申告について	
東部市税事務所市民税課（中央・若葉・緑区にお住まいの方）	西部市税事務所市民税課（花見川・稲毛・美浜区にお住まいの方）
〒264-8582　千葉市若葉区桜木北2-1-1　若葉区役所内	〒261-8582　千葉市美浜区真砂5-15-1　美浜区役所内
☎０４３－２３３－８１４０	☎０４３－２７０－３１４０

市民税・県民税の算出方法

市民税・県民税の算出方法

（給与・年金の所得（換算表で算出）／事業等の収入－必要経費）－所得控除＝課税所得金額
課税所得金額 ×（税率：市民税 8％／県民税 2％）－税額控除＝（市民税所得割／県民税所得割）＋（市民税均等割 3,500円／県民税均等割 1,500円）＝年税額

（1,000円未満切捨）　（調整控除を含む）（100円未満切捨）

【参考】所得控除額一覧

区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等による補てん金額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出の金額－保険等による補てん金額）－5万円
医療費控除	医療費控除の計算　※控除の限度額 200万円 （支払った医療費－保険等による補てん金額）－（総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額）
セルフメディケーション税制の計算	※控除の限度額 88,000円 （特定一般用医薬品等購入費－保険等による補てん金額）－12,000円＝セルフメディケーション税制に係る医療費控除額

社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除については、支払額がそのまま控除額となります。

区分		控除額		
寡婦控除		26万円		
ひとり親控除		30万円		
勤労学生控除		26万円		
障害者控除	その他	26万円		
	特別	30万円		
	同居特別障害者	53万円		
配偶者控除 ※1	配偶者の合計所得金額48万円以下	区分①	区分②	区分③
	一般（昭和28年1月2日以後生）	33万円	22万円	11万円
	老人（昭和28年1月1日以前生）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 ※1	配偶者の合計所得金額	区分①	区分②	区分③
	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
	1,330,001円～	0円	0円	0円
扶養控除	一般（昭和28年1月2日～平成12年1月1日生）（平成16年1月2日～平成19年1月1日生）	33万円		
	特定（平成12年1月2日～平成16年1月1日生）	45万円		
	老人（昭和28年1月1日以前生）	38万円		
	同居老人親族等	45万円		
基礎控除 ※1（合計所得金額2,500万円以上の場合0円）		区分④	区分⑤	区分⑥
		43万円	29万円	15万円

※1　下記の通り申告者本人の合計所得金額によって区分が変わります。
区分①　合計所得金額が900万円以下
区分②　合計所得金額が900万円超～950万円以下
区分③　合計所得金額が950万円超～1,000万円以下
区分④　合計所得金額が2,400万円以下
区分⑤　合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下
区分⑥　合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下

地震保険料控除	区分	保険料の支払金額	地震保険料控除額
	地震	～50,000円	保険料×1/2
		50,001円～	一律25,000円
	旧長期	～ 5,000円	保険料の全額
		5,001円～15,000円	保険料×1/2＋2,500円
		15,001円～	一律10,000円
	地震と旧長期の両方の保険料の支払がある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額　※控除の限度額 25,000円		

生命保険料控除				
●旧契約●	種類	一般生命保険料・個人年金保険料		
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		
	控除額計算表	保険料の支払金額	生命保険料控除額	
		～15,000円	保険料の全額	
		15,001円～40,000円	保険料×1/2＋7,500円	
		40,001円～70,000円	保険料×1/4＋17,500円	
		70,001円～	一律35,000円	
●新契約●	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料		
	限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		
	控除額計算表	保険料の支払金額	生命保険料控除額	
		～12,000円	保険料の全額	
		12,001円～32,000円	保険料×1/2＋6,000円	
		32,001円～56,000円	保険料×1/4＋14,000円	
		56,001円～	一律28,000円	

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
●新契約…平成24年1月1日以後に締結や更新した保険契約等
◎一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合
（一般生命保険料について求めた控除額（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円）＋個人年金保険料について求めた控除額（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円）＋介護医療保険料について求めた控除額（限度額 28,000円））＝生命保険料控除額
※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。
限度額 70,000円

調整控除

合計課税所得金額 ※2	控除額 ※3
200万円以下	①、②のいずれか少ない額の4%（市）、1%（県） ①人的控除額の差額合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	①－③ ※4 の4%（市）、1%（県） ①人的控除額の差額合計額 ③合計課税所得金額－200万円 ※4 ①－③が50,000円未満の場合は50,000円

※2　合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※3　合計所得金額が2,500万円を超える方は、調整控除の適用はありません。

◎非課税通知書は発送しませんので、あらかじめご了承ください。

令和５年度分　市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきまして、ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和５年度分の市民税・県民税申告書を送付しますので、手引きを参照し、令和４年中の収入等についてのご申告をお願いします。
なお、申告書が届いた全ての方に申告の義務があるとは限りませんので、以下のフローチャートをご確認の上、必要がある方は申告をしてください。

【申告期間】令和５年２月１日（水）～令和５年３月15日（水）　※土日祝日を除く

フローチャート

【スタート】
①令和５年１月１日現在の住所は千葉市ですか？
- いいえ → **市民税・県民税の申告が必要な場合、令和５年１月１日現在の住所地で手続きをしてください。**
- はい ↓

②所得税の確定申告書を提出しましたか？又は提出予定ですか？
※ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は管轄の税務署へお問い合わせください。
- はい → **市民税・県民税の申告をする義務はありません。**
ただし、「上場株式等の所得に関する申告不要申出書」の提出など、所得税と異なる計算をする場合は申告が必要です。
- いいえ ↓

③前年中の収入が公的年金等（国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など）のみですか？
- はい → **市民税・県民税の申告をする義務はありません。**
ただし、扶養控除・医療費控除等の各種控除を追加する場合は申告が必要です。
- いいえ ↓

④前年中の合計所得金額が45万円を超えますか？
【合計所得金額が45万円を超える方の例】
・給与収入のみの方で、収入金額が100万円を超える方
・公的年金収入のみの65歳（１月１日現在）以上の方で、収入金額が155万円を超える方　など
- いいえ → **市民税・県民税の申告をする義務はありません。**
ただし、申告をしない場合、所得証明書の発行ができないことがあります。また、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスをご利用の方は、国民健康保険料等の負担額に影響する場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせの上、必要に応じて申告してください。
- はい ↓

⑤生活保護法に基づく生活扶助を受けていますか？
- はい → **市民税・県民税の申告が必要です。**
令和５年１月１日現在、生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は非課税となります。申告の際は保護受給証明書をご提出ください。
- いいえ ↓

⑥前年中の収入が給与のみ又は給与と公的年金のみの方で、給与の支払者から千葉市へ給与支払報告書が提出されていますか？
※不明な場合は給与の支払者に確認してください。
※公的年金の支払者からは千葉市へ必ず報告書の提出があります。
- はい → **市民税・県民税の申告をする義務はありません。**
ただし、扶養控除・医療費控除等の各種控除を追加する場合は申告が必要です。
- いいえ → **市民税・県民税の申告が必要です。**

申告書提出方法

◎郵送で提出・・・申告書 及び 必要書類を同封の上、返信用封筒でご提出ください。
◎区役所で提出・・・申告書 及び 必要書類を揃えて、区役所にご来所ください。
※申告期間中は、時期によって会場が変わるため、同封した別紙を参照し申告会場をご確認ください。
※申告期間中は窓口が大変混み合います。感染症等の拡大防止の観点から、可能な限り郵送による提出にご協力をお願いします。

【必要書類】

① 本人確認書類…アまたはイをご用意ください。郵送の場合は写し（両面）を同封してください。
　ア　マイナンバーカード（個人番号カード）
　イ (a) マイナンバー(個人番号)入り住民票 又は 記載事項に変更がないマイナンバー(個人番号)の通知カード
　　(b) 運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 または 健康保険証等の顔写真なし本人確認書類２種類 ｝(a)(b)の両方
　※保険証の写しを郵送で提出する場合は、「保険者番号及び被保険者証記号・番号」が見えないようにした状態で提出してください。（マスキングや黒塗りなど）
② 収入に関する書類…源泉徴収票、その他明細　など
③ 医療費控除に関する書類…同封した医療費控除明細書　※領収書の提出不可
④ 控除（③を除く）に関する書類…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、ふるさと納税受領書　など
｝詳細は３～５ページを参照

【注意事項】

- ②～④については該当する方のみ提出してください。（収入がない方は①のみ）
- 申告書下部に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方はご自身で返信用封筒をご用意いただき、所要額の切手を貼った上で住所及び宛名を記入し、同封してください。
- 申告書の控えの返送をご希望の方は、上記封筒と合わせて、申告書のコピーを同封してください。コピーの同封がない場合、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送いたします。
- 必要書類の返却は原則できません。
- 必要書類と申告書は必ず一つの封筒に入れて送付してください。返信用封筒に書類が入りきらない場合は、お手数ですがご自身で大きいサイズの封筒をご用意ください。
- 申告期間を過ぎた場合、行政サービス等に影響することがありますので、可能な限り令和５年３月15日（水）までに申告をしてください。

３月16日以降についても、各区役所内の市税事務所または市税出張所で申告できます。

東部市税事務所	若葉区役所１階	中央市税出張所	中央区役所(きぼーる11階)	緑市税出張所	緑区役所３階
西部市税事務所	美浜区役所２階	花見川市税出張所	花見川区役所２階	稲毛市税出張所	稲毛区役所２階

～　市税のホームページでは 市民税・県民税申告書の作成や税額の試算ができます　～

市税のホームページ　千葉市 市税　検索

市税のホームページで
このボタンをクリック！

※電子申請や電子メールでは申告することができませんので、印刷した申告書を郵送または区役所でご提出ください。

申告書の書き方（おもて）

※申告書には、黒ボールペンを使用してください。

すべての方

◆「１月１日の住所」
令和５年１月１日現在の住所を記入してください。

◆「現住所」
現在の住所を記入してください。「１月１日の住所」と同じ場合は同上に○をしてください。

◆「フリガナ・氏名・生年月日」
すべて記入してください。

◆「世帯主の氏名」
現住所の世帯主の氏名を記入してください。

◆「続柄」
世帯主からみた続柄を記入してください。

◆「職種又は職業」
職業を記入してください。

◆「電話番号」
日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

◆「個人番号」
マイナンバー（個人番号）を記入してください。
※すでに上記項目の一部が印字されている場合は、内容を確認の上必要に応じて修正してください。

所得控除を申告する方

⑬社会保険料控除
該当欄に支払金額を記入してください。
※本人以外の年金から特別徴収（天引き）されたものは含みません。
必要なもの：支払った証明書・領収書等

⑮生命保険料控除・⑯地震保険料控除
控除証明書の控除対象額（支払金額）を記入してください。
必要なもの：保険会社等が発行した控除証明書（原本）

⑰寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
該当する場合は記入してください。

⑰勤労学生控除
必要なもの：学校等から交付を受けた証明書（学生証の写し等）

⑲配偶者（特別）控除・同一生計配偶者、⑳扶養控除
該当する場合は記入してください。別居の場合は裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
※マイナンバー（個人番号）を必ず記入してください。

㉓雑損控除
必要なもの：り災証明書、災害関連支出の領収書等

㉔医療費控除
詳細は別紙「医療費控除を受けられる方へ」を確認してください。
必要なもの：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）

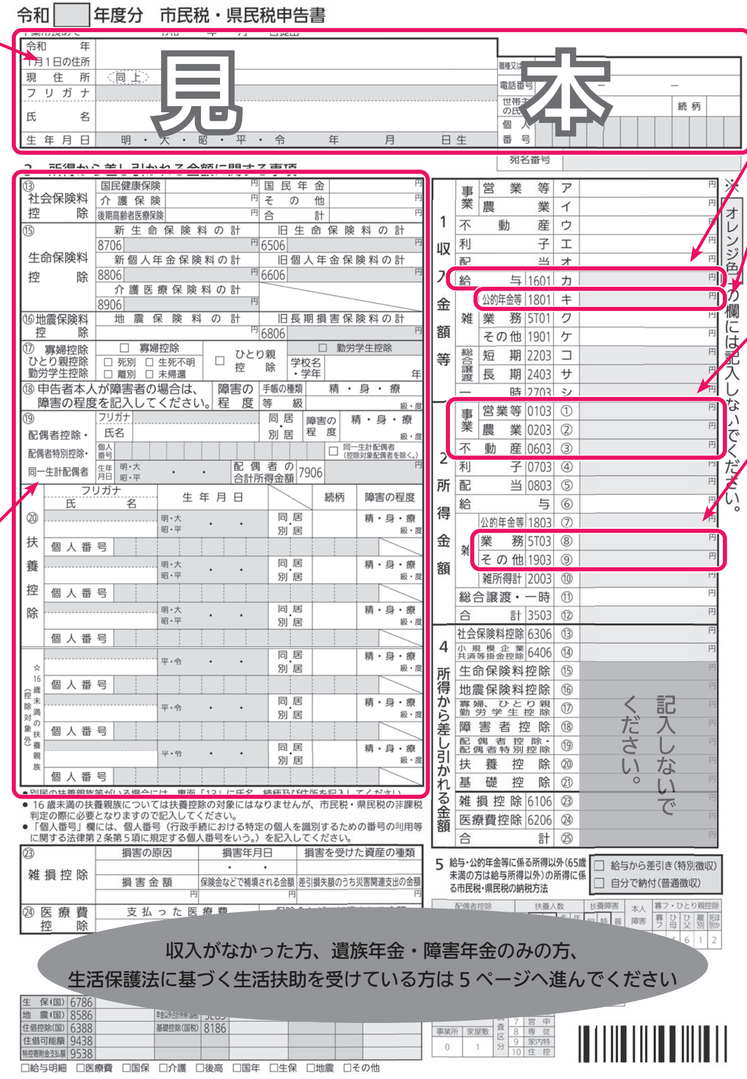

※市税のホームページに詳細な情報を掲載しています。
市税のホームページ　千葉市 市税　検索

給与収入がある方　給与、賃金、賞与

給与収入金額を記入してください。
必要なもの：源泉徴収票（原本）
※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、その合計を収入金額としてください。

公的年金等収入がある方　国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、企業年金

公的年金等収入金額を記入してください
必要なもの：源泉徴収票（原本）
※遺族年金及び障害年金については、公的年金等の収入金額には含めないでください。

営業等、農業、不動産所得がある方

収支内訳書に基づき所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください
必要なもの：収支内訳書（各市税事務所市民税課に請求してください）

雑所得がある方　業務…原稿料、講演料等　その他…個人年金等

所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください。裏面「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄にも必要事項を記入してください。
必要なもの：支払調書、経費がわかるもの等（原本）

【参考】所得換算表一覧

給与所得換算表

給与収入金額（A）	給与所得金額	
0～ 550,999	0	
551,000～1,618,999	A－550,000	
1,619,000～1,619,999	1,069,000	
1,620,000～1,621,999	1,070,000	
1,622,000～1,623,999	1,072,000	
1,624,000～1,627,999	1,074,000	
1,628,000～1,799,999	A÷4＝(B)（千円未満切捨）	B×2.4＋100,000
1,800,000～3,599,999		B×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999		B×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000	
8,500,000～	A－1,950,000	

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除してください。
１．給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
（１）特別障害者に該当する
（２）年齢23歳未満の扶養親族を有する
（３）特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
２．給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円
（注意）１．の控除がある場合は、１．の控除後の金額から控除します。

公的年金等の雑所得換算表

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得以外の合計所得金額		
		1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超
65歳未満 S33.1.2以後生	0～1,299,999	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上 S33.1.1以前生	0～3,299,999	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円